

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第二号及び同表二の項第二欄第二号中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。